

令和 7 年度妊婦のための支援給付のご案内

子ども・子育て支援法の改正に伴い、「おいらせ町出産・子育て応援給付金」は令和 7 年 3 月末で終了し、令和 7 年 4 月 1 日から「妊婦のための支援給付」制度が開始されます。

■「妊婦のための支援給付」について

給付金名	【1 回目】	【2 回目】
金額	妊婦一人あたり 5 万円 ※対象者の所得制限はありません	胎児一人あたり 5 万円 ※対象者の所得制限はありません
対象者	次の①～②の両方に当てはまる方 ① 申請時点でおいらせ町に住所のある妊婦(産婦) ② 令和 7 年 4 月 1 日以降に出産予定の妊婦の方 ※妊娠届出前に流産等を経験された方、妊娠届出以降に出産に至らなかった方も給付対象となる場合があります。該当する場合は子育て支援課(0178-56-4701)までご連絡ください。	
申請条件	妊婦との面談(妊娠届出時や妊婦訪問時に申請書をお渡しします)	産婦との面談(赤ちゃん訪問時に申請書をお渡しします)
申請方法	下記の書類に必要箇所を記入し、子育て支援課に提出(一緒にお渡しする返信用封筒による郵送でも可)してください。	
	<u>必要書類</u> ① 「妊婦給付認定申請書」 ② 振込先口座がわかる通帳またはキャッシュカードの写し(妊婦名義の通帳) ③ 妊婦の個人番号の確認書類の写し	<u>必要書類</u> ① 「胎児の数の届出書」 ② 振込先口座がわかる通帳またはキャッシュカードの写し(妊婦名義の通帳) ※1 回目の給付時に振込された口座と同じ場合は、②の提出は不要です。 ③ 妊婦の個人番号の確認書類の写し ④ 母子健康手帳の出生届出済証明ページの写し
申請期限	申請期限に限らず、お早めにお手続きください。	
	胎児の心拍が医療機関等で確認された日から起算して、2 年を経過する日まで	出産予定日の 8 週間前から起算して 2 年を経過するまで
支給予定日	書類提出から 1 か月後を目途に送金します	

注意事項

- 妊婦以外の名義の口座に振り込むことはできません。
- 同一の妊娠により、出産・子育て応援給付を受けた方は給付対象外です。

【お問合せ先】 おいらせ町役場(本庁舎 1 階) 子育て支援課
 【電話】 0178-56-4701 平日 8 時 30 分～17 時

よくあるご質問

Q 妊娠届出後や出産後に転出入した（する）場合、給付金はどうなりますか？

A・**妊婦のための支援給付 1 回目・2 回目**のどちらについても、申請時点に申請先の市区町村に居住（住所を有する）していることが給付の要件になります。

- ・妊娠や出産後においらせ町外へ転出される方で、給付の申請を終えてから転出する場合は、おいらせ町で給付を受け取り、給付の申請を行う前に転出する場合は、転出先の市区町村で給付の申請を行い、給付を受け取ることが原則となります。（詳細は住所地の市区町村へお問い合わせください。）

【ご注意】 今回の制度は、全国一律の制度となっており、同一の理由による複数の市区町村から二重に受け取ることはできません。おいらせ町では現金給付ですが、市区町村の中にはクーポン券や商品券等による給付を行っている所もありますので、ご注意ください！

Q 「**妊婦のための支援給付 2 回目**」の申請はいつ行えばよいでしょうか？

A・産後 1 か月頃までに**子育て支援課**から電話させていただき、保健師または看護師等が自宅を訪問する日程を調整いたします。実際の訪問時に申請書をお渡しいたします。

Q 給付金は申請してからどのくらいの期間で振り込まれますか？

A・申請書を受理し内容を審査した結果、不備が無ければ、おおむね 1 か月程度で給付金が振り込まれます。振込完了後は、振込が完了したことをお知らせする通知を送ります。

里帰り出産をご予定の方は、事前に**子育て支援課**へご相談ください。